---新疆におけるソ連の社会的基盤に関する考察(1945~1965年)---

 李
 丹
 慧
 著

 吉
 田
 豊
 子
 訳

要旨

中国の新疆におけるソ僑(ソ連国籍をもつ新疆の人)及びその膨大かつ複雑な社会関係のネットワークは、ソ連が新疆で影響力を拡大し維持する広くかつ深い社会的基盤となっていた。とりわけ 1940 年代の半ばには、このような特殊な集団は新疆において実際にある種の「国の中の国」という状況を作り出していた。このような状態は、中華人民共和国の成立後においても続いたのである。新疆のソ僑協会はソ僑の集団を一層凝集させ、新疆におけるソ連の社会的基盤を強固にした。そして、1950 年代半ばからグループに分かれて帰国したソ僑は、自分たちと新疆域内の親族及びその社会関係とをつなぐルートを築いた。中ソ関係に亀裂が生じた時に、ソ連は新疆におけるソ連籍幹部を勢力の中核とし、帰国ソ僑をルートにして、中国の反修正主義闘争の方針に対応しようとした。中ソが分裂した後、帰国ソ僑と新疆の辺疆地域の人民との間の相互関係の発展にともなって、潜在していた新疆地区の民族分裂の情緒が噴出し、ソ連の中央アジア地域の各加盟共和国が、ある程度、新疆の民族分裂主義のガソリン・スタンドや大本営となり、新疆は中ソ友好の基地や戦略的大後方から、中国がソ連の修正主義に対抗する中心的な地域となり、イリはさらに反修正主義闘争の前線基地となってしまった。

キーワード:ソ連の影響、新疆のソ僑、ソ連籍幹部、帰国ソ僑、民族分裂

はじめに

新疆は中国の西北辺境に位置しており、ソ連との国境線の長さは3千キロ余りであったが、中国の政治・経済の中心地区からはかなり離れている。このような特殊な地政学上の位置に加えて、民族的・血縁的関係や宗教・文化の繋がりのために、新疆は長期間ソ連の影響と支配下にあった。1940年代半ばから60年代まで、ソ連は新疆、特にイリ〔伊犁〕地区のウイグル族・カザフ族等の民族とソ連域内のいくつかの民族との血縁的な繋がりを利用して、中国の辺境住民の中でのソ僑〔ソ連籍をもつ人〕を増やすことに力を入れてきた。新疆のソ僑やその厖大な社会関係のネットワークは、強力なソ僑協会に支えられ、ソ連の影響が新疆で拡大し維持される広範かつ深い社会的基盤となった。特に1940年代の半ばに、この特殊な集団が新疆において実際に「国の中の国」という状況を作り出し、その余波が中華人民共和国の成立後も続いたのである。ソ僑の新疆での大幅な増加が新疆におけるソ連の影響を確固たるものにした。そして1950年代半ばにグループに分かれて帰国したソ僑は、さらに自分たちと新疆域内の親族及

びその社会関係とをつなぐルートを築いた。中ソが対立した後、ソ連のこのような影響、および帰国したソ僑と新疆住民との間の連動関係は、新疆地域の社会心理の動揺や民族分裂の情緒をエスカレートさせる新たな潜在的要因となった。ソ連の新疆に対する影響の強化と維持が主に新疆のソ僑という特殊な集団を通して実現され、その中でソ僑協会・ソ連籍幹部や帰国したソ僑が重要な役割を果たしたことから、本稿ではこのようなソ僑を考察の対象とし、中国大陸と台湾及びロシアで開放された公文書という文献史料に基づき、それが1945~1965年のソ連の新疆における基盤となっていたことと、さらに中ソ両国政府の関連する政策が変化する状況を、重点的に考察することとする10。

一 ソ僑協会―新疆におけるソ連の社会的基盤

第二次世界大戦の終結後、ソ連は在中国のソ僑に対する管理を強め、中国に対する影響を増すために、1946年から、一方ではソ僑の居住地で相次いで日本の対中国侵略によって停止したいくつかのソ僑協会を復活させるか、あるいはロシア僑民公会を接収し、あるいは新たにソ僑協会を樹立し²⁾、他方では、反ソ活動を行なう白系ロシア人が組織した協会を閉鎖するよう国民党政府に要求し、また以前からあった白系ロシアの団体を分裂させるために、白系ロシアの少数民族の者を煽動してそれぞれに僑民協会を成立させようとした。同時に、一部のソ僑はソ連籍に登録し協会を組織してから、態度が日増しに傲慢になり、なかにはソ連政府あるいは大使・領事館の代理となる性格を持たせるよう要求するソ僑協会もあったが、中華民国外交部は、ソ僑協会は「絶対に普通の人民団体以外の地位をもってはならない」という理由で拒否した³⁾。

ソ連側は特に新疆のソ僑協会の建設を重視し、ソ僑を発展させ、ソ連の新疆における社会的基盤を拡大するために、1946年11月、イリ、タルバガタイ〔塔城〕、アルタイ〔阿山〕でそれぞれソ僑協会を成立させた。翌年4月、迪化〔現、ウルムチ〕市の帰化族で改めてソ連籍に加入した僑民が、ソ僑協会を復活させること、また帰化族文化会の財産の一部をソ僑協会に渡すことを要求し、新疆省政府によって許可された。迪化のソ僑協会が成立したのは、8月である40。1954年になると、イリ、タルバガタイ、アルタイの三区のソ僑協会の会員数はすでに27,095人に達し、新疆全体のソ僑総数の約34%を占めた。イリ・カザフ自治州が成立した後、1955年12月にイリ・カザフ自治州ソ僑協会総会も成立が許可され、イリ、タルバガタイ、アルタイ、ボルタラ〔博楽〕の各地のソ僑協会と各分会は当該総会に従属した。新疆のソ僑協会は完全にソ連領事館の支配下にあり、常にソ連領事館に指示を求めてから活動し、また情況報告と情報提供を行なっていた。この社会団体はさらに独自の経済的基盤と独自の新聞や旗を持ち、三区では特権を享受していたので、ソ連の駐イーニン〔伊寧〕領事に「国の中の国」だと言われていた50。

新疆のソ僑協会の企業は経済的実力があり、現地の人々の経済生活に重大な影響力を及ぼす存在であっただけではなく、ソ連の新疆に対する経済的浸透という側面においても重要な役割を果たした。中華人民共和国が成立した後、ソ僑協会は絶えず工商企業を創設した。不完全な統計によれば、1958年までに、イリ、タルバガタイ、アルタイ地区のソ僑協会によって設立された工商企業は、資金が270万元に達していたのである。ソ僑協会の商業交易組織も相当厖大で、人民共和国初期には、イリの商業貿易機構の職員が百人余りもおり、さらにウルムチ・蘭州・上海などの地に商業代理店を設けていた。これらの企業はソ連の対外貿易機構と直接の注文や貿易取引をするという有利な条件を享受し、現地の商業面で非常に大きな比重を占め、イーニンの市場をほぼ独占していた。ソ僑協会はまた連合工商合作社を創設し、この合作社は中国の他の地区の域内で事業を経営する権利をもっていた。多くのソ僑協会の企業では、商工業の経営で常に脱税・漏税・納税拒否、物価の吊上げ、さらには現地の特産物を不法に購入し運送・販売するなどの、中国の法令に違反する行為が見られた。例えば、1951~1952年にタルバガタイのソ僑協会の漏税が5万元、1955~1956年にイリのソ僑協会が経営した商工・文化・娯楽企業の漏税が4万余元、等々である6。

最も多くの会員をもつイリのソ僑協会とそれに所属する各分会はまた、政府組織のみが受理する権利がある司法業務を行なうなど、僑民協会自身の権限の範囲を超える活動も行なった。イリのソ僑協会がイリ・カザフ自治州のソ僑協会総会に改組された後、直ちに司法科を民事処に拡大し、また1957年に3人法廷を成立させ、翌年に当該法廷を撤廃して、民事科に改めた。1950年代中期には、これらの司法機関は常にソ僑の民事案件やソ僑と中国公民の各種の民事紛争を受理していた。統計によれば、1953~1955年の3年間で、イリのソ僑協会は724件の各種案件を受理し、63件の裁判を行なった7。

新疆地区は民族言語の翻訳の仕事が弱く、民族文字の出版物は少なく、主に隣接するソ連のカザフスタン、ウズベキスタン等の共和国が担っていた。例えば、現地で発行された主要な刊行物で、ウイグル語とカザフ語による『新生活』という雑誌は、カザフスタンが新疆の住民のために出版したもので、その内容も主としてソ連人民の幸福な生活を宣伝するものであった8。そこから、新疆各地のソ僑協会、特にイリのソ僑協会が、新疆の民族・大衆の思想・文化に対するソ連の支配を強化する面で、重要な役割を演じた。イリなどの地区の人々は漢字の文章がわからず、また自分の民族の文字による書籍・新聞を容易には読むことができない状況のもとで、ソ連側がソ僑協会などの機関を通して提供した大量のスラブ語の新聞や雑誌を読む以外に方法がなかったのである。例えば、1959年に、タルバガタイ地区に入ったソ連の書籍・新聞や雑誌は68種類もあった9。1950年代には、ソ連側はまた新疆の各地のソ僑協会を通じ、様々な手段を利用して、ソ連の社会主義制度の優越性を大いに宣伝し、中国の辺境の民に「ソ連の優越性」という思想を植え付けていた。ソ僑協会はまたソ僑の学校を創設し、青年の夜間学校を設立し、ソ連籍の幹部を組織してソ連の新聞の文書や国家建設の方針・政策など

を学習させるなどによって、ソ僑の青年・幹部に対する思想管理を強化した ¹⁰⁰。このような思想・文化宣伝に加えて、イリ地区の中・小学校の少数民族の学生は三区革命の時期から 1958 年までずっとソ連版の教科書を使用し、ソ連式の教育を受け、我々の「祖国はソ連である」「首都はモスクワである」、新疆は「東トルキスタン」であることなどを学んだ結果、1960 年代初期になっても、全イリ地区の少数民族の子供たちは、依然としてソ連やモスクワしか知らず、中国がどんな国か、北京がどの国の首都なのかを知らない、という状況にあった。25歳以上のインテリの中で、多くの者が「ソ連が自分の祖国である」、「中国は自分の第二の祖国だ」と認識していた。民族の幹部や庶民の中にはまた、「中国にはウズベク族はおらず、私はソ連人で、私の党はソ連共産党で、私の祖国はソ連であって、私はソ連に帰りたい」、と言う人もいた。祖国の観念の深刻な混乱や希薄さのために、イリ州の党や政府の指導機関は 1962 年の伊塔事件後には、州全体に対して「三つの一つ」という思想教育をせざるを得なくなった。即ち、「一つの党一中国共産党、一つの祖国一中華人民共和国、一つの道一社会主義」を宣伝し、少数民族に対して祖国愛の宣伝教育を強化し、彼らに新疆のイリは祖国中国の領土であり、ウイグル族やカザフ族などの民族は祖国中国の少数民族の一つであって、ソ連人ではないことを理解させ、祖国中国の偉大さと中国人としての誇りを宣伝することである ¹¹⁰。

1956~1957年の中ソ蜜月期に、ソ連側は長期に新疆に居住する大部分のソ連の同胞が農業 生産合作社に加入したことを考慮して、現地の僑民区での政治や大衆に対する工作の形態を改 めるべきであり、ある期間内にソ僑協会の支部を取消し、また文化・教育機関を合作社と当局 の管理に渡して、領事館は間接的或いは現地のソ連の同胞を通じて多くの公民に帰国するよう 働きかけるべきではない、と考えたことがある¹²⁾。しかし、中ソ両党の不一致の拡大にとも なって、1950年代末から1960年代初にかけて、新疆のソ僑協会の勢力は事実上さらに膨張 し、ソ連の駐新疆領事館を後ろ盾にして、職能を超える性格の活動を拡大し、とりわけ領事の 業務を代行してソ連国籍への加入の申請を受理し、またソ僑の送還工作が始まった後には、ソ 僑の帰国の手続きや送還などの工作も行なった。イリ・ソ僑協会総会及びアルタイ,ホルゴス 〔霍城〕、モンゴル=フレー〔昭蘇〕、イーニン市などのソ僑協会は、領事館の意向を受けて、 計画的に中国の公民の中で、申請するように誘致活動を公然と行なった¹³⁾。ソ僑協会の幹部 は、このような便宜を利用して、中国の公民の間で偽の僑民証を発行し、ソ僑協会会長で非合 法にソ僑証を発行する仕事ばかりしていた者もいた。地方民族主義者を吸収して参加させたソ 僑協会もあった。ソ僑協会の主席自身が地方民族主義者で、現地の民族大衆の中で小規模の集 団活動を行なう者もいた。地方の公安部門で仕事をする地方民族主義者で、ソ連に帰るように 人を誘致しようとして、僑民証の写真を紛失したという言い訳をする人のために、やたらに証 明を発行し、彼らが領事館で新しいパスポートに取り換えやすくした者もいた 140。

とはいえ、ソ連側は以前には、イリ領事館がソ僑協会にパスポートを取扱うよう委託するの は誤りだ、と表明していた。ソ連の外交部は少し前に、次のように指示している。パスポート

を取扱う各種の業務は領事館自身にしかできず、また地方政府と密接に連絡をとらねばならず、ソ僑協会は社会団体であって、僑民の送還工作は国家が行なうことだ。イリ領事館が領事館の業務をソ僑協会に処理させるのは、仕事の上での誤りである。ビザの仕事は領事館や総領事館およびモスクワからきた同志たちにしかできない、と。しかも次のように表明している。ソ僑協会には証明書を出す権限はなく、ソ僑協会の幹部は若干の具体的・技術的な仕事しかできない。ソ僑協会が出した規定に合わない証明書は無効にすべきで、証明書を持参している者もソ連へ行ってはならない、と 150。しかし、現実の生活においては、ソ僑協会がこの仕事への介入を止めたことはなかった。特に 1961 年のソ連共産党第 22 回党大会以降、ソ僑協会はソ連領事館の容認のもとで、不法に僑民を増やす活動をさらに積極化し、イーニン市ソ僑協会の秘書は主のないパスポートを発行する際になんと、「これらのパスポートをソ連籍に加わりたい中国公民に発行」せねばならず、「ここの食糧の定量標準はこんなにも低いので、きっと多くの人がソ連に行きたがっている」、「我々はここのイスラム教を信ずるすべての人をソ連に受け入れねばならない」160、と公言した。

この他、ソ僑協会はまたソ連の駐新疆領事館の耳目であり、ソ連が中国側の各種の情況や政策を適時に掌握するために、情報やニュースを提供していた。ソ僑協会はいつも工作条件の便宜を利用して、公然と中国社会の基層にまで深く入って調査を行ない、情報を収集していた。イリ州のソ僑協会総会の最後の主席はつながりを通して、利益誘導などの手段で中国の機密文書を盗み取ったこともあった。1961年10月から1962年5月までに、イリ州のソ僑協会が盗んだ情報は計46件で、中国の機密文書22件を盗み取った。伊塔事件後、イリ州政府はまたイーニン市のソ僑協会主席に盗まれた一箱の文書を発見して押収した「77」。要するに、ソ僑協会は長期に渡って不法にソ僑を増やし情報のつながりを樹立するなどの活動をして、新疆、特にイリの党・政府機関の内部に、少なくない「公然・非公然のソ僑や外国と通じた」人を混入させた「180」。

新疆では、ソ僑協会は早い時点から純粋な社会団体・組織ではなく、ソ連領事館とともに、ソ連が新疆に挿入した楔であった。1962年 $5\sim6$ 月、中国側はイリ州ソ僑協会総会およびその下のタルバガタイ、モンゴル=フレー、ウス〔烏蘇〕、テケス〔特克斯〕、ニルカ〔尼勒克〕、ボルタラ〔博爾塔拉〕、アルタイなど7つの分会を差し押さえ 19)、これらの楔を抜いた。しかし、ソ僑協会が長期以来新疆社会に及ぼしてきた影響は、決して一朝一夕になくなるものではなかった。

二 ソ連籍の幹部―新疆に対するソ連の影響の中核的勢力

もしソ僑とその協会を新疆地区でソ連が深い影響を及ぼす社会的基盤であると言うならば、 新疆、特にイリ州の党・政府の指導機関にいたソ連籍の幹部がこの基盤の中核であり、彼らは 中国とソ連という二重の国籍をもつ特殊な階層であった。

ソ連籍の幹部は、「ソ連の政治的・軍事的・経済的な、物質から精神までの」「全面的支持」を得ていた²⁰⁾、イリ、タルバガタイ、アルタイの三区革命の時から残された歴史的問題である。当時、ソ連が多くのソ連共産党(ボルシェヴィキ)の党員や幹部をイリへ派遣して革命を起こし、その中の多くの人は、現地で成立した軍や政府の部門で要職に就いていた。この他、一方では現地のソ僑のほぼ全員が積極的に運動に参加し、その中の若干の者は後に指導者の地位に昇り、他方では、1947年に三区が割拠した後、多くの少数民族の幹部がソ僑として受容れられた。このように、三区の政府内に多くのソ連籍の幹部が自然に存在することとなった。ソ連が支配した三区が新疆の平和的解放に重要な役割を果たしたため、人民共和国成立後、もと三区の幹部の多くが新しい政府機関に入り、三区の民族軍は中国人民解放軍に編入されたのである²¹⁾。

中華人民共和国が成立した当初、ソ連政府はなおソ連籍の幹部が中国の新疆の新しい政府内で職に就けるよう強く望んだ。1949年末、ソ連外交部はソ連の駐迪化領事に対して、ソ連の公民を新疆政府のメンバーの候補者として推薦することに反対すべきではない、と電報で指示していた。ソ連の公民の中からどれだけの者を選出し、また彼らが新疆の政府機関のどんな職務を担当するよう推薦するかについては、ソ連側はこれらの者の相応の職務が認められた後にはっきり返事をする、と。自分の意図しか考えていないことを露骨すぎるほど表明するのはよくないので、グロムイコはソ連領事館に対して、新疆の地方当局に自分たちが中国の中央政府にこの問題を提案するのが一番よいのだということをわからせる、と言い含めた。当時、新疆省政府のメンバーであるか、または省政府機関で指導者の職務に就いていたソ連公民は、すでにサイフジン〔賽福鼎〕ら 25~26 人もいた ²²⁾。

ソ連側のこのようなやり方は、新疆に対して引き続き特殊な要求があることと密接に関係している。1950年1月、周恩来が中国政府代表団を率いてモスクワに行きソ連と新しい条約や協定を締結するため正式の交渉を行なった時、サイフジン・鄧力群らからなる新疆省代表団はソ連側の要求に応じて、ソ連の駐イーニン領事の付き添いのもとで先にモスクワに到着していた。スターリンは貿易の条約に言及した時に、すぐに毛沢東に対して、ソ連は新疆・満州やその他の省と独自の条約を締結するのか、それとも中央と一括した条約を締結するのか、と探った。毛沢東は、新疆との条約は必ず中央政府の名義で締結せねばならないが、同時に新疆と独自の協定があってもよい、と表明した²³⁾。中ソ両国が外交交渉を行ない、同時にまた単独で一つの省に団を組織して参加するよう要求したことは、ソ連にとっての新疆の重要性や、さらにはその新疆における地位を黙認するようソ連が中国に要求したという事実を、十分に表明している。

新しい政権機構が樹立されたばかりで、新疆各地の幹部がまったく不足し、各レベルの党委 員会の養成を経た民族幹部や軍隊および関内から転入させた幹部は、思想・文化、さらに政策

の水準が全体的に低い傾向にあったが、ソ連籍の幹部はいずれも専門的な技能をもっていたた め、党・政府・軍の機関の中で様々な職務を担当した²⁴⁾。このため、新疆政府の各レベルの 幹部の中に存在する二重国籍という身分の問題に関する中国政府の意見は、これらのソ連籍の 幹部、とりわけ責任がある幹部はできる限り引き続き中国に残って仕事をすべきだが、ただ新 しく誕生した政権の独立自主のイメージを保つことを考慮して、これらの人の国籍の問題を解 決する必要があると考えていること、つまり、彼らがソ連国籍を放棄するよう希望する、とい うものであった。中国という新しい盟友との関係への配慮の結果、ソ連側はこのような要求に ついて協力する姿勢をとった。ソ連外交部は1950年の初めに中国駐ソ大使館を通してサイフ ジンに来て面談をするよう要請し、ソ連政府は新疆で仕事をするソ連籍の責任がある幹部に は、自分の国籍問題を解決することに同意することを表明し、さらに新疆の指導幹部内のソ僑 のリストを渡して、これがソ連政府の意見であると中国側に伝えるよう、サイフジンに求め た。サイフジンはすぐにこの状況を周恩来に報告し、また自分はソ連国籍を放棄したいと表明 した。周恩来はこの行動を歓迎することを表明した。2月にソ連共産党中央はまた、中国の新 **疆省政府の指導幹部内のサイフジンら 15 名のソ連公民の国籍を取り消す決議を行なった。以** 後、中ソ両国政府は本件で合意に達し、ソ連籍の幹部がソ連籍をやめて、長く中国に留まって 社会主義建設に参加するよう、できる限り説得し努力することになった。中国側の本件に対す る処理の原則は、「説得・教育、自覚的・自発的、断固帰国しようとする者は許可」250、であっ た。しかし、ソ連側のこのような態度表明は明らかに初志とは異なっており、だから、迪化な どで戸籍調査の際に、省・市機関内のソ連籍の幹部をはっきりと調べようとした時に、ソ連領 事館は自発的な協力はせず、中ソ双方は密接な連絡が取れず、中国側が多大な抵抗にあった。 このため,この時の調査は実現できなかった²⁶⁾。

1950 年代初め、新疆自治区の指導幹部の中で、ソ連籍をもちソ僑証を所持する若干の者は、ソ連国籍を手放した。しかし、大部分のソ連籍幹部はまだソ連国籍を放棄したがらず、彼らは一般的に、ソ連は中国よりよくて、ソ連公民であることは中国公民であることよりもっと先進的で、もっと光栄なのだと考え、故にソ連国籍を保持しようとしていた。それと同時に、中国人としてのすべての権利をも享受しようとし、ソ連籍を放棄したがらなかった。特にイリ地区では、ソ連籍の幹部がかなり多く、例えばイリ直属の県の多くの県長・科長・部長・公安局長はすべてソ僑で、しかもソ僑協会の委員であったため、彼ら全員にソ連籍をやめるよう説得することは、容易ではなかった。そこで、問題は引き延ばされていった 270。1950 年代に中国政府は、新疆の党・政府・軍などの国家機関の中でソ連のパスポートを持ち、中国の血統をもつ幹部に対する方針は、断固として彼らにソ連国籍を放棄させることとし、さもなければ国家機関の幹部になってはならず、中国の機関の指導者は外国のパスポートを持ってはならず、彼らが自主的にソ連側に国籍を返すよう説得すべきだ、と繰り返し命令した 280。にもかかわらず、新疆地区の地方党委員会は、なおソ僑の幹部を仕事に留まらせようと建議し 290、このため、

事実上、多くのソ僑が引き続き新疆、特にイリの党・政府部門で職に就いていた。1960年以 前には、イリ地区のホルゴス県の科・部長レベル以上の幹部の 60% 以上がソ僑で、イリ州レ ベルの軍・政府指導者にも多くのソ僑がおり、ソ僑協会の会員さえおり、州レベルの機関や直 属の県・市・区の長以上の幹部の中でソ僑は22%を占め、また25%の者の家族構成員がソ僑 だった300。1958年に、ソ連駐ウルムチ領事館の管轄区のソ連籍の責任幹部はすでに非常に少 なく、数名しか残っていなかったが、イリ州のソ連籍の責任幹部はなお 95 人もいた 31)。1959 年の内情調査に拠れば、イリ州直属の9県・市の少数民族幹部は4,056人で、そのうちソ僑は 825 人、ソ僑と親族関係があるのは 928 人、ソ連側と親族関係があるのは 287 人、三者合わせ て 2.140 人で、少数民族幹部の約 52% を占めていた。自治州の各レベルの機関単位には計 710 人の幹部がおり、ソ僑の身分を公開したのは105人、ソ僑と親族関係があるのは89人、ソ連 側と親族関係があるのは35人、三者合わせて計239人で、少数民族幹部の33%を占めてい た。他に、タタール族幹部は49人で、そのうち44人がソ僑或いはソ僑と親族関係がある。ウ ズベク族幹部は89人で、ソ僑およびソ僑と親族関係があるのは75人である。回族幹部は210 人で、ソ僑証を持つかソ僑と親族関係があるのは93人だった。この年、イリ側は、ソ連籍幹 部という身分を公開しソ連へ行きたいと求める人を送還したが、ソ僑とは直系の親族関係があ る者は民族幹部の中で依然大きな割合を占め、その数は注目に値する。これらの人々も大多数 はソ僑証をもっており、ただまだ表に出そうとしないだけである³²⁾。

1960年、新疆全域で力を集中してソ連籍幹部にソ連籍を放棄させるよう進めたが、その年の登録の結果は、全自治区に依然ソ連籍の幹部が1,047人いた。イリ州のソ僑登録工作が徹底的ではなく、また外国人の管理工作も追いつかなかったことが、今回の登録を多くの地区で形式的にしてしまったため、この数字は正確ではなく、ソ連籍幹部の実際の数はもっと多かったはずである。中国政府や新疆の地方政府が1960年代初めにソ連籍幹部にソ連籍を放棄させるための期限を度々延長したにもかかわらず、1962年に至っても、イリ州だけについて言っても、依然ソ連籍の幹部が1,001人いた。この他、ソ連籍という身分を隠していた幹部も多くいた。総じて言えば、ソ連のパスポートや証拠書類の提出状況は、大衆が多く、幹部の方が少ない。仕方なく提出したのが多く、自主的に提出したのは少ない。違法な証拠書類の提出が多く、法的性格を備えたパスポートや証拠書類の提出は少ない。多くの民族幹部は彼らが持っているソ連のパスポートか不法な証拠書類を提出しないだけでなく、ソ連へ行くことも要求せず、沈黙していた333。

公安機関・検察院・人民法院は政府の中核的部門として、ずっと審査がかなり厳しい所だが、1962年の調査によれば、イリ州検察院の8人の民族幹部のうち3人がソ僑で、イーニン市公安局の民族幹部のうち80%がソ連側と親族関係があり、さらにソ僑の証明書をもつ者もいる。イーニン市の文教系統の民族幹部・インテリ・教員の中でソ僑と関係のある者か不法なソ僑証明書をもっている者が最も多く、例えば伊寧市の各民族小学校の300名余りの教員の

80%が各種のソ僑の証明書をもっており、4つの民族中学校の156名の教員中49人が不法な証明書をもっているかソ僑と親族関係にある。その他の県・市の情況も大体この通りである 34 。

1954~1963年に送還・帰国したソ僑、そしてその中国籍親族の新疆における職業状況の統計によれば、18万人余りのうち、新疆の党・政府・軍の機関で職に就いたことのあるのは7,521人、庁・局レベル以上の職務を担当していたのは36人、軍隊の中で職に就いていたのが316人、その中にはもと新疆省軍区少将・副参謀長やもとイリ軍区参謀長も含まれている350、ソ連籍の幹部・ソ僑が新疆のいくつかの地区の政治的要職や宣伝・教育部門を掌握していたことがもたらす影響は、重要かつ甚大であった。

1950年代半ばにおける中ソ両国の友好の段階, ひいては末期における中ソ両党の不一致の 拡大にともなって、両国の関係が後退した時には、新疆のソ連籍幹部がソ連籍を放棄する問題 では、ソ連政府は、表面上、基本的に協力する態度をとり、ソ連に帰国したいというソ連籍幹 部の要求に対しては、ソ連駐新疆領事館は大体中国側の意見を尊重し、中国側が彼らの帰国に 同意しなければ、領事館は許可しなかった、と言うべきであろう。ソ連籍の幹部の多数がソ連 籍を保持したいと思っている状況に対して、ソ連側も、我々は中華人民共和国が成立してすで に十年経ち、この問題は解決する時期になったと考えている、と表明した。また、この面での 仕事は十分ではなく、ソ連籍の幹部はこれ以上二つの椅子に座ってはならず、断固とした措置 をとって、彼らの国籍の問題を解決すべきであり、何故ならば他国の内政に干渉しないことが ソ連の原則の一つで、このような現象が引き続き存続していくならばソ連の国家の規定には符 合しないからだ、と自己批判した360。しかし1960年代以降になると、ソ連領事館はソ連籍幹 部のソ連籍放棄問題に関する以前のやり方を変えた。このような者たちが中国の党・政府機関 で担当している職務を辞退するのを、極力阻止した。1960年8月、新疆自治区政府側は中央 の指示に基づいて、新疆のソ連籍幹部の問題を徹底的に解決することを決定し、彼らがソ連籍 を放棄して仕事に留まるよう努力し、断固として帰国しようとする者は許可するという原則に 基づき、ソ連籍幹部に対して説得を行なった。多数者がなおソ連への帰国を要求したので、公 安部門は若干の者に対して、続々と出国ビザを発行した。この時、ソ連駐ウルムチ総領事館が 突然,それまでのソ連へ行くことに協力するという常例に反して,これらの者を様々な手段で 阻止し、彼らに急いで退職しないよう勧め、しかも一方ではウルムチ市公安局に電話して、ソ 連の区ソビエト以上の証明とソ連にいる親族の招請状がなかったら、ソ連側は彼らに入国ビザ を発行できないと表明した。他方では、当年はソ僑の集団帰還はせず、ソ連行きを許可する権 限はソ連の最高ソビエトにあり、ソ連への帰国申請は必ず逐次報告して許可を求めなければな らないことを理由に、いい加減な責任逃れをして、事柄の解決を引き延ばした。しかも、中国 側がソ連籍幹部の状況を調査するために、繰返しソ連側にリストを求めた際にも、ソ連領事館 は始終提供しようとしなかった³⁷⁾。この他,ソ連領事館はすでにソ連への帰国が許可された

若干のソ連籍幹部に対して、遅々として入国ビザを発行しないだけでなく、また公然と彼らに 重点地区のソ僑協会の会長を担当するよう委ねた。例えば、イリ自治州の文教処長をイリ・ソ 僑協会会長に任命したこと、テケス県の検察長をテケス・ソ僑協会分会の会長に任命したこ と、ボルタラ自治州の副州長をボルタラ・ソ僑協会分会の会長に任命したこと等々である³⁸⁾。

同じ時期に、ソ連の駐ウルムチと駐イーニンの領事館は、ソ連籍幹部が中国の籍に入って中国に長期間留まって仕事をすることに同意したにもかかわらず、具体的にソ連籍幹部の国籍放棄問題を受理する時は、あれこれ言いがかりをつけ、様々な手段でソ連籍幹部を処理する中国の方針を調べ、この問題で中国に圧力をかけ、ソ連籍幹部が引き続き中国の国家機関内に留まるのを許可するよう、中国側に譲歩させようとした。ソ連総領事が、次のように提起したことがある。ソ連籍幹部は党・政府・軍の機関で各種の異なる職務を担当しており、とりわけイリのソ連籍幹部の数は非常に多く、彼らはソ連籍を放棄したがらず、彼らをソ連に帰国させるべきかどうかという問題の解決は、本人の意思によるべきで、中ソ双方は説得しかできず強制してはならない、と。これにより、1960年5月から1961年3月にかけて、ソ連領事館にソ連籍を離脱する申請を出した者は、すべて許可されなかった390。

この時期にソ連の政策に上述のような変化が生じたのは、別の意図があったと言うべきであろう。つまり、中国の党・政府・軍の機関の中にソ連籍幹部を留めておくことは、ソ連の新疆に対する影響と支配に有利だからである。イリ地区には、ソ僑という自分の身分を隠す多くの幹部が常にソ連領事館と連絡をとり、中国側の内部情況を報告し、中共中央の極秘文書を含む各種の情報を提供し、ソ連領事館から給料を密かにもらっていた民族警察の幹部や警官さえいたのである⁴⁰。

事実上、新疆という中国が主権をもつ領土に、ソ連籍をもつ多くの一般幹部、さらには各レベルの指導幹部が存在し、しかも彼らの大多数がソ連に好意を持つか、或いは中国人と外国人の境界に対する認識が曖昧なことが、すでに重大な不安定要因となっていたのは疑いない。1949年初めの中共が全国的な政権を奪取する直前、ソ連共産党中央政治局委員のミコヤンが西柏坡を訪問して毛沢東と民族問題を討論した時に、ソ連共産党中央の意見を、「わが党は中国共産党が民族問題で思う存分に少数民族を独立させ、共産党が政権を取った時に、中国政府の領土を縮小させてしまうことは主張しない。少数民族に自治を許してよいが、独立ではない」、と伝えていた。また、「もし新疆の部族に自治権を与えたら、独立運動の土壌を残すかもしれない。我々は新疆の部族を独立させるつもりはないし、新疆に対して領土的野心もなく、我々は、新疆は中国の一部であり、そうあるべきだと考えている」411、と強調していた。しかしこのような表明があったにもかかわらず、三区革命の遺産としてのソ連籍幹部の問題は、新疆の地方民族主義の問題と切り離せない関係にあることも、争う余地のない事実である。当時、ソ連は民族独立・イスラム国家樹立・反漢族等のスローガンで三区の人民を動員して、国民政府に反対する暴動を進展させていた。このようなスローガンがさらに綱領として、ソ連側民政府に反対する暴動を進展させていた。このようなスローガンがさらに綱領として、ソ連側

が制定した三区革命政府の宣言の中に入れられたことは、新疆の潜在的な民族主義的思想傾向 に対して極めて深い影響を及ぼしたのである。新疆解放の直前、イリ地区のインテリが「新疆 の前途 | の問題について論争を展開した。その時に、中国の一つの省になる、ソ連に加入する、 独立する、という三つの意見が出された。新中国政府は第一の意見を採用し、ソ連側はこの論 争では表面上は中立の立場をとったが、実際には第二・第三の意見を黙認し鼓舞するという態 度をとっていた⁴²⁾。とりわけ、ソ連籍幹部は基本的にすべて少数民族であり、これがソ僑問 題を民族問題と混じり合わせ、処理しにくいようにしたのである。多くの地方では民族幹部を 一組養成したが、しばらくすると彼らはソ連のパスポートを出して自分はソ連人だと言って、 ソ連行きを要求し、三組を養成しても三組とも行ってしまった県もあった430。少数のソ連籍 幹部自身が民族分裂主義者で、ソ連領事館がこれらの人にまた基本的に同情する態度をと り44) 特に新疆のチュルク系ムスリム民族主義や「地方民族主義」が、実際にソ連側の激励 を受けた時には⁴⁵⁾.新疆のソ連籍幹部問題のマイナスの影響もさらに顕著になった。例えば、 中国科学院新疆分院準備委員会副主任のウイグルが「新疆はずっと独立した国家だ」、と公言 したことについて、新疆自治区副主席のザキロフ「紮克洛夫」がソ連駐ウルムチ領事館副領事 のクーシネンと話し合った時に、クーシネンは「新疆が過去に独立していたというのは、本当 ではないのか? 私は政治的見方を拠り所にしているのではなく, 歴史科学の見方を拠り所に しているのだ | とすぐに表明している 46 。1962 年 4 月. イリ地区では、次のような噂が伝 わった。「三区革命の暴風雨がやって来ようとしており」、三区革命の初期の英雄的人物「ゲニ =バートル〔愛尼巴特爾〕」がソ連から戻ってきたが、「彼はムスリム全員を連れて行こうとし ており、政府が行かせなければ戦って出ていく」。「共産党はもうすぐ終わりで、私は眠って夢 を見、夢で漢族を殴っているのを見、また『長老〔胡大〕』を夢で見たが、彼はムスリムが団 結して革命をやらねばならず、3~5年で成功するだろうし、人民は立ち上がるだろう、と私 に告げた |。「我々はソ連へ行き、新疆を黒い親爺(ロシア語は Китан で、漢族を指す)に残 してやる」。「5月15日にカシュガルをソ連に編入するそうだ」。今「サイフジンが降参した」。 「新疆はウイグルスタン共和国を樹立しようとしている」, 等々と⁴⁷。三区革命の時期の民族 分離の余韻が絶えず音量を増し、民族分裂の情緒をもつ一部のソ連籍幹部が、一層、後日にソ 連が新疆で各種の不法活動を行なう際の中堅的勢力になったのだ.と言える。

要するに、この厖大なソ連籍幹部やソ僑の身分の幹部の集団心理がソ連に向かっている時、その新疆の各族の大衆に対する影響も必ず非常に深刻なものである。多くのソ連籍幹部は大規模に僑民を増やすソ連の活動の中で、重要な役割を果たしただけでなく、1962年の伊塔事件では断固としてソ連へ逃げる者にもなった。その中には地方民族主義的情緒がある者、または中国共産党と政府に対して不満をもつ者が、大衆の国外逃亡を扇動し、組織し、迫る主要な人物となっていた。

例えば、イリ、タルバガタイ地区の基層の少数民族幹部が辺境の住民を率いた、組織的な集

団逃亡があった。タルバガタイ専区の機関やタルバガタイとチャガン=トガイ〔裕民〕の二つ の県では、すでに国外逃亡した幹部が700人余りおり、そのうちタルバガタイ県の逃げた幹部 の場合、県の科長・部長レベルの幹部が4人、公社の党委員会書記と社長が19人、47の大隊 の支部書記と大隊長が皆逃げた。ホルゴス県で国外逃亡をした大衆も、大小の隊長に率いられ ていた。猟銃・鎌・坎土曼「ウイグル族地区で使われる鉄製農具」や大きな棒で武装して「行 かせない者がいたら、命をかける」と公言し、制止しに行ったホルゴス県県長を公然と猟銃で 脅かした。幹部の動揺と逃亡が、辺境住民が集団でチームを組んで逃亡する現象をますます激 化させた 48)。イーニン市の文教界の50余名のソ僑教員は、500名余りの少数民族の学生を率 いて、1962年5月29日にイリ州人民委員会に突撃し、中共イリ区党委員会を包囲・攻撃する 行動に参加し、しかも最もひどく騒いだ。中国政府がこの事件を鎮めた後、新疆駐在のソ連の 二つの領事館が6月に閉館を提案すると、一部の上層の統一戦線人士は、「領事館が立ち退い ても、我々にはまだ地下の領事がいる」、と公言した49。8月15日、新疆自治区人民委員会は 命令を発布して、全新疆の人民に内外と是非の境界をはっきりさせ、祖国の観念を強化するよ う求め、次のような規定を出した。ソ連のパスポートと中国の公安機関が頒布した外国人居住 証を同時にもつ者は、すべて合法的なソ僑である。ソ連のパスポートのみを持って中国の公安 機関が頒布した外国人居住証を所持していない者は、すべてソ僑とは見なさず、彼らのソ連の パスポートは不法であって、やはり中国人と見なす、と500。若干の幹部は命令をみた後、す ぐに挑発的に次のように言った。「憲法では、中国に居住する人はすべて、その家族が国外に いる如何なる時でも、出国の手続きをすることができる、と規定している。全国各地のどこで も、この政策を執行しているが、ただ新疆だけが執行していない |。中国政府は「中国に居住 する外国人の出国を許可せず、特に新疆では80%のウイグル人がソ連人」であるのに、「出国 させない」、と。「ソ連の糞を食らったって、中国には住まない」と毒々しく言って、分裂の情 緒を煽る幹部さえいた。この他、多くの幹部は、「中国とソ連は戦争中だ1、「二国間の友好は 終わり、郵便・電信は止まり、道も通じなくなった」、「以前新疆は大後方だったが、今は大前 線だ」等の言論を散布して51)、緊張した状況を作り出していた。そしてすでにソ連へ行った 若干の者、例えば元新疆自治区文化庁庁長のズィヤ=サイマイティ〔孜牙・謇買提〕、もと新 疆軍区副参謀長のズヌン=タヨフ〔祖龍太也夫〕等の「東トルキスタン」の中心的な人物や分 裂者は、「最も影響力がある精神的指導者」として、ソ連の庇護と支援のもとで、絶えず「東 トルキスタン | の独立を鼓吹し、積極的に分裂活動を行ない、遥か彼方から新疆域内の潜在的 な民族分裂勢力と相呼応していた⁵²⁾。ここから、新疆のソ連籍幹部の問題がなかなか解決さ れなかった結果が、新疆における民族幹部の隊列の深刻な不純であり、こうした類いのソ連籍 幹部が民族の団結にきわめて大きな危害をもたらし、新疆社会における重大な不安定要因に なったことがわかる。

まさに新疆のソ連籍幹部へのこのような消極的役割に対する配慮から、中国政府は伊塔事件

後に、祖国・領土の観念の宣伝教育を強化すると同時に、ソ連籍幹部がソ連国籍を放棄して中 国国籍に加入するよう力を入れ始めた、と言える。但し見る所、その成果は大きくはなく、 1962年7~8月から年末までに、新疆地区ではわずか3名の幹部とその家族7人が、ソ連籍の 離脱を声明して中国籍への加入を申請しただけである。地方政府は公安部と外交部が1962年 12月8日の電報で規定した方法に基づき、彼らに国籍加入の手続きを行なった。1963年11月 2日、公安部と外交部はまた新疆自治区公安庁・外事処に電報を打ち、新疆地区でソ連のパス ポートを所持している幹部の国籍問題に対処する意見を提出した。その規定は次の通りであ る。もともと中国人で、三区革命の時期に新疆の現地でソ連国籍に加入した者、およびソ連に 行った後にソ連国籍に加入した者は、本人がソ連国籍を放棄することを声明し、かつソ連のパ スポートをソ連の在中国大使館に返還した後は、中国の国籍に加入する手続きをする必要はな く、すぐに中国公民に照らして戸籍に登録できること。本人がソ連で出生し、もともとソ連国 籍の者は、ソ連国籍を放棄することを声明し、かつソ連のパスポートをソ連の在中国大使館に 返還した後に、なお中国国籍に加入する手続きをしなければならないこと。電報ではまた特 に、以下のことを指摘している。ソ連国籍を放棄する声明は、本人がソ連のパスポートと一緒 にソ連の在中国大使館に送付すること。声明とパスポートを送付した後、ソ連側が彼らの国籍 放棄を許可するかどうかに関係なく、中国は彼らすべてがもはやソ連国籍をもっていないとみ なすこと⁵³⁾。この国籍変更の仕事は 1960 年代半ばまで継続した。1965 年 6 月、公安部と外交 部は新疆に次のような電報を出している。ソ連側が国籍放棄を許可した者で、合法的なソ僑で あれば、無国籍の僑民として管理するよう改めること。もしその者が中国人になることを求め るなら、中国籍に加入する手続きを行なうべきであるが、本人がもしも我々の幹部であれば、 ソ連側が国籍放棄を許可した後、すぐ中国籍を回復することができ、必ずしも再度中国籍に加 入する手続きを行なわなくてもよいこと。ソ連側が国籍放棄を許可した者で不法なソ連のパス ポートを所持している者は、なお続けて中国人として管理すること 540。これによって、ソ連 籍幹部の身分を変えることを通して、彼らを完全に中国政府の支配と管理の中に置こうとした のである。

しかし事実上、民族分裂の意識やソ連への憧れの思想は、決して簡単な国籍放棄や国籍変更によって、なくなるものではない。特にそれらのソ連籍の身分が中国政府に承認されない幹部は、内心の深い所で、抵抗感を一層増すことになった。中ソ関係のさらなる悪化に伴って、このような者がソ連の新疆における重要な代弁者や予備者になっただけではなく、新疆、特にイリ地区の対ソ防備の主要な障害にもなった。

三 帰国したソ連僑民―新疆におけるソ連の影響の架け橋

ソ連による新疆での大勢のソ僑を不法に増やす活動と多数のソ僑を引揚げさせる政策は、新

疆, とりわけイリ地区に深刻な結果をもたらし、それは事実上ソ連の影響を新疆に根付かせた。中ソの対立後、このような影響は新疆の民族分裂という情緒の潜在的な根源にさえなったのである。1962年に新疆の辺境住民が大規模にソ連へ逃亡するという行動が醸成される中、さらには伊塔事件後に、ソ連側が新疆の人々を中国と分離するよう煽る中で、帰国したソ僑、特に1950年代末から1960年代初めにソ連へ戻った僑民が、重要な役割を果たした。もちろん、これらの者の多くは、不法な証明書類で自分の身分を確定したのであり、彼らはすでに純粋な意味での僑民ではない。とりわけ深刻なのは、もと新疆軍区副参謀長のズヌン=タヨフ[祖農也太夫] 550 の類の民族分裂主義の中堅人物が、1961年にソ連へ移住した後、またアラマトゥで6万名の新疆のチュルク系ムスリムの亡命者からなると称する非正規軍を組織したことである 560。中ソ関係が悪化した後、帰国したソ僑は事実上ソ連が中国の反ソ方針に対処する際に重要な借用する力となり、ある種道具的な役割を発揮した、と言える。

第一に、ソ連は新疆からの帰国ソ僑やソ連へ逃げた辺境住民を利用し、郵便物の往来や放送 による宣伝を通して、中国の公民にソ連へ行くよう駆立て、民族分裂の情緒を煽った。

ソ連の地方政府の按配のもとで、1961年以来、帰国ソ僑およびソ連に越境した者が中国域内の親族・友人と緊密に連絡をとり、ソ連側はこの類の差出人のために郵便料金の補助を提供した 577。これらの者は手紙を通して、以下のような誘惑や扇動に富む言論を散布した。「ソ連政府は外国居留民の委員会を設立し、パスポートや略式証書〔白条子〕を持つ者とすでに逃げてきた人の家族をもっぱら受け入れ、時期は 1963年の夏で、あなた方は今すぐ準備しなければならない」。「毛沢東とフルシチョフの二人の話し合いが終わり、今年の4月に中国に残されたカザフ族の全員をソ連に迎え入れるらしい」。「ソ中二カ国はすでに合意に達し、中国側はソ連側に7万人を渡し、ソ連側は中国に留まっている親族を全部受け入れようとし、最も遠い親戚さえも最近また受け入れようとして、ソ連側は公民証を発給しようとしている」。「計画的に組織的に集団で逃げねばならず、ソ連は歓迎しないから、個別に越境してはならない、とソ連政府が指示した」、等々と。同時に米・小麦粉や石鹸・綿布など中国が定量を供給する物品を郵送し、ソ連の生活が優越していることを宣伝し、中国の辺境住民が引続き集団で国外逃亡をするよう、極力煽った。さらに親戚・友人関係を利用して手紙を書き、国外逃亡をしないよう勧める担当幹部にソ連へ行くよう扇動し、中国側が進めるこの仕事を直接に破壊した 580。

統計によれば、1961~1962年、ソ連側から発送してきた手紙・小包が激増している。例えば、タルバガタイ地区では、1961年の最初の三カ月にソ連側から届いた手紙は5,038通で、1962年の最初の三カ月は6,609通に増え、31%増えた。ウルムチは、1961年全年のソ連側からの手紙は40,324通で、月平均3,360通だったが、1962年の1~5月は51,978通に増え、月平均10,395通で、月平均が209%増加した。またタルバガタイ地区の場合、1961年の最初の三カ月にソ連側から送ってきた小包は340個だったが、1962年の最初の三カ月は632個に増え、85.2%増えた。ウルムチの場合、1961年にソ連側から届いた小包は675個で、月平均139個

だったが、1962年の1~5月は851個に達し、月平均170個で、月平均が22.3%増加した。またタルバガタイ地区の場合、1961年の最初の三カ月にソ連の新聞や雑誌などの印刷物を462件受け取ったが、1962年の最初の三カ月は923件に増え、99.8%増加した。ウルムチの場合は、1961年の最初の三カ月に550件を受け取ったが、1962年の最初の三カ月は704件に増え、28%増えた 59 。

1962年末~1963年に、このような手紙と小包はさらに増えた。1962年11月~1963年3月、イリ自治州直属の県(市)、タルバガタイ専区、ボルタラ自治州では、合計してソ連から手紙70,311通を受け取った。イリ地区が受け取った手紙は最も多い時は毎月50.87%増え、一般には平均して20%前後増え、一日に千通余りに達することもあった。この時期にソ連側から郵送してきた小包の数も少なくない⁶⁰⁾。多くの扇動的な手紙は社会のソ僑に郵送されるだけではなく、現地の中国公民にも郵送され、社会の大衆に及ぼす影響が非常に大きい⁶¹⁾。

帰国したソ僑とソ連へ逃げた者の小包の物質的誘惑が、新疆社会に大きな反響をもたらし た。イーニン市を例としてみれば、現地の主要な民族、例えばカザフ、ウイグル、回、ウズベ ク. タタール. シボ [錫伯]. クルグズ [柯爾克孜] の各族や漢族などの民族の中で. 小包を 受け取った者が現地住民に占める割合は相当高く、しかもこのような小包を受け取った者は、 普通の人々以外に、機関の幹部にも広く行き渡っていた。イリ州の州レベルの各機関やイーニ ン市のいくつかの主要な機関、例えばイリ区党委員会・イリ自治州人民委員会・イリ軍区など 28 の単位には、いずれもソ連から小包を受け取った職員・労働者がいる。とりわけ注目すべ きは、いくつかの指導機関の職員・労働者やイリ州の個々の民族の指導者も、常にソ連から郵 送された小包を受け取っていたことである。大部分の民族幹部は、1963年初めに外国のスパ イに反対する闘争が展開されて以来. ほとんどが小包の受け取り方を変えていた。自ら表に出 ることを避け、代わって家族或いは親族・友人に受け取ってもらっていたのである。この他、 イリの各工業・鉱山企業の単位が小包を受け取る現象も、同様に広く見られた。このような状 況がもたらす影響は深刻で、受取人は常に親族・友人や現地の住民にソ連の物質文明を宣伝す るので、ソ僑と如何なる親族関係もない若干の中国公民を含む人々がソ連の生活水準に憧れ、 そこから積極的に何とかしてソ僑と関係を作って、様々な手段でソ連から小包を入手する か。こまたは国外に逃亡する準備をさせた。帰国ソ僑およびソ連へ逃亡した者の扇動と誘惑 のもとで、伊塔事件が終わった後、新疆地区の国外逃亡事件はなお時々発生した。集団での国 外逃亡は、1963年は80件で772人、1964年は11件で121人、1965年は10件で54人であ る。ばらばらの国外逃亡は、1963年は130人、1964年は61人、1965年は60人である。ただ 中国側が辺境地区の治安管理などを強化した情況のもとで、逃げ出した者は逐年減少し、途中 で捕まえられた者が逐年増加した。

1961年の前半,ソ連のカザフスタンのラジオ局は,1950年に自主的にやめていた新疆に対するウイグル語の放送番組を復活させた。1963年10月,またウズベキスタンでも,1959年初

に停止させた新疆に対するウイグル語の放送番組を復活させた。これらのラジオ局は新疆のソ 連へ戻ったソ僑やソ連へ逃げた者が、ソ連を賛美する話や訪問記等を録音して、頻繁に放送し たが、その周波数や放送時間はいずれも中国のウイグル語のラジオ局に近く、新疆地区の聴衆 がたやすく聞けた⁶⁴⁾。とりわけ深刻なのは、1963~1964年、帰国僑民の若干の地方民族主義 者が放送で民族関係を挑発し、民族分裂の情緒を激化させたことである。例えば、ラジオを通 して所謂「三区革命の精神」を宣伝して、「三区革命以前、人民は国民党による苦しみに耐え られず、立ち上がって国民党を覆した。しかし解放後、個々の運動で三区革命の英雄を追及 し、彼らに漢族をどれくらい殺したのかと問い、その結果これらの英雄は血の負債があるとい う名目で、皆いじめ殺された」、「毛主席は『三区革命は中国革命の一部である』というが、実 際には三区革命の人を殺す者は殺し、捕まえる者は捕まえ、すべてをだめにした」、「新疆の少 数民族は厳しい抑圧を受けており、自由がなく、特にウイグル族やカザフ族がそうだ。新疆で は、ウイグル自治区が成立したが、どこでも漢族が大権を握って、ウイグル族を蹂躙してい る。漢族の抑圧のために、多くのウイグル族やカザフ族が耐えられずにソ連に逃げて来る」, 等々と言って、新疆の各民族の漢族の人に対する恨みを煽り、甚だしくは「すべてのイスラム 教徒は、みなトルコの末裔だ」と露骨に宣伝して、民族分裂の情緒を直接扇動する者さえいた。 このような分裂宣伝は物質的な誘致と比べて、マイナスの影響がさらに重要で、より深刻であ る。例えば、辺境の住民がこのような言論を受け入れた後に、すぐに歯ぎしりをして「私は漢 族を全部殺してしまう!」という者がおり、また「ソ連へ行った人は数十万人で、みな連名で フルシチョフに対し、自分たちは新疆に東トルキスタン共和国を樹立すると申請した」、「フル シチョフの一存で共和国を取り戻して民族に返すよう要求し、ソ連へ行ったすべてのウイグル 族やカザフ族の青年はみな戦いたがっている」、という話を広める者もいた。ある民族宗教の 上層人物は、「新疆やチベットの独立の問題はソ連がすでに同意しており、国連でも通ってお り、ソ連政府はすでにタシュケントより東の地区にウイグル区を成立させると宣言していて、 現在中国から行こうと思っている大人物も眠れず、彼らは新疆の独立のために代償を払うだろ う」、と公言した。中ソ対立は「大変よいことで、我々にプラスになる。中国は空論を言うが、 ソ連は実際のことができ、新疆にちょっと策動すれば、自分の人民はみな立ち上がって反抗す るだろう」、とあっさり考える者もいた。このように、濃厚な民族分裂の雰囲気が形成された のである ⁶⁵⁾。

第二に、ソ連が一部のソ連へ逃亡した者や戻った僑民を送り返したいと求めたこと、そして ソ連へ逃亡したり戻ったりしていた若干の者がこっそり帰国したことが、新疆地区に社会不安 の要因を増やした。

1963年、ソ連側が500名の新疆の国外逃亡者を送り返そうとしたが、中国側は拒否した。中国からみれば、ソ連が5個師団を引抜いて中ソ辺境に派遣し、中国に圧力を加えている時のこのような要求には、疑いもなく、武力を後ろ盾として国外逃亡した者を組織し武装させて故

郷に戻させ、新疆の地方政権を転覆させる企図がある、ということになる。事実においては、ソ連側が一部の新疆からソ連へ逃亡した者を原籍に送り返したいと思った当初の考えは、主に、これらの人がソ連へ行ってから現地の生活に安らげず、彼らを中国に送還すれば、重荷を下ろせるだけでなく、ソ連と新疆辺境住民の国外逃亡との関係をはっきりさせることもできる、ということにあった⁶⁶⁾。辺境地区に兵員を増やすことは、中国の辺境住民の大規模なソ連への逃亡に対し、警戒した対応でもあったはずである。しかし、中ソ両国の関係が次第に悪化するにつれて、ソ連へ逃亡したり戻ったりした新疆の者に対して不法にこっそり中国側へ帰るよう唆した、ソ連側の形跡が日増しに明らかになり、ソ連側が小規模な「帰郷団体」を派遣し故郷へ再度戻らせて辺境住民の国外逃亡を扇動することに対する、新疆の地方政府の警戒感もそれに伴って不断に高まった⁶⁷⁾。

1964年6月19日、ソ連駐華大使館は中国外交部に、現在ソ連側が行なった説明によって、自主的に中国に帰りたいと求める者が倍に増えたので、ソ連側は彼らを中国に帰す準備をしている、と口頭で声明した。中国外交部は再度拒否した⁶⁸⁾。その後、7~8月に、ソ連側が新疆のアルタイ、タルバガタイ、ボルタラ、およびイリ州の直属県の辺境で、続けて10名のソ連逃亡者・ソ連帰還者を試しに派遣してきた。これら派遣された者は、審査すると、大部分は情報のスパイや謀反を起こさせる任務を帯びていた。関係部署が掴んだ情報によれば、1964年以来、ソ連側は新疆の国外逃亡者に多くの慰撫・買収や訓練の工作を行なっていた⁶⁹⁾。明らかにこれは、中国の反ソの意向に対処するための準備である。

ソ連への逃亡者・帰還者が再び新疆に潜入し、少数民族の居住地区へ入り込むのは、多くは いくつかの使命を帯びていた。一つは、中国の地方の軍隊の駐屯および武器装備の情況、公 安・警察の配備、民族幹部の動向、さらには社会情況などの情報を、ソ連側に通報することで あり、また一つは、中国の辺境住民の中でソ連の優越した生活条件等々を宣伝することで⁷⁰、 これがつまりは中国の辺境地区の社会秩序の安定に深刻な潜在的な災いをもたらした。このた め、1962年に辺境住民の国外逃亡の主要地区だったタルバガタイでは、現地政府は「隠れ出 戻り反対」闘争を区の党・政府・軍・民が断固達成すべき重大な政治的任務とし、また必ずこ の任務を最重要に位置づけ、全力で取り組み、ソ連側が何人戻しても、必ず地域分けをしてそ れぞれの責任をすべて負い、相互に協力し、密接に提携して、国外逃亡し帰国した者を一人も 漏らさず収容せねばならない、と要求した。もしソ連側が会見或いは会談で公に1962年4~5 月にソ連へ逃亡した者を返したいと提案しても、中国側は理に基づいて断固突っぱね、決して 受け入れず、また訓練された少数者を返すことでソ連に扇動されて逃亡した大多数の者を勾留 していることを隠蔽しようとするソ連側の陰謀を暴き、ソ連側が一部の特殊任務を帯びた者を 強引に返して、再度我々に対し転覆破壊を引起こす陰謀を企んだことを厳しく譴責し、同時に ソ連側にその年にソ連へ逃亡した中国の6万名余りの辺境住民と家畜・財産を、政府を通して すべて無条件に返させること。もしソ連側が一部の国外逃亡者を返すことを名目にして,多く

の国外逃亡者を組織し武装してこっそり戻したら、各国境防衛所や辺境の農牧場、民兵の中隊がまずそれらの者を中国域内 $15\sim20$ キロの所に入れて先に包囲してから、上に情況を報告し、処理を待つこと、と 71 。

1965年5月、ソ連側は新疆の国外逃亡者32人がこっそり戻るのを容認して、中国側の譴責に遭った後、また6月に中国外交部に700名の国外逃亡した独身の男を送り返したいと提案した。新疆側は中共中央の指示に基づいて、受け入れに同意したが、同時に700名の独身の男を6万名余りの国外逃亡者と切り離すソ連側の陰謀を譴責し、ソ連側に名簿と財産の登記台帳を提供するよう要求し、中国側が審査し事実を確かめてからこれらの人員を受け入れる、とした720。これによって、外交ルートを通して国外逃亡をした新疆の辺境住民を送還するよう要求するソ連側の措置に対して、引続き高度の警戒を保ったのである。1964年から1965年末までに、新疆側は合計してソ連側の潜入者8名、1962年にソ連へ逃亡しこっそり戻ってきた者39名を捕まえた730。

新疆のソ連への逃亡者や帰還者が帰ってくるという状況は、中国側に深刻な不安を引起し、次のように認識させた。ソ連はすでに軍事的に十分な準備をし、骰子はすでに投じられ、ソ連の中央アジアの各共和国はすでに中国を敵とするという意向を固め、漢族に反対し漢族を恨むという民族主義の情緒を扇動している。これはつまり修正主義の戦争という冒険のために思想的基盤を準備したのであり、一旦機が熟すれば、中国を侵犯する可能性がある。だから、新疆の危険は主にソ連修正主義に由来するのだ、と。このような認識が中国政府の政策的な変化を導き、辺境防衛の闘争が当時の中国側の修正主義反対闘争で最も先鋭で激烈な領域になった。新疆の外事工作は1960年代半ばから、実際に「さらに戦闘準備を最優先し、修正主義反対を最優先し、ソ連の現代修正主義をずばり突いてソ連人民の革命を援助することを中心とする」、という道を歩むことになった⁷³⁾。

おわりに

1940年代半ばから1960年代半ばの新疆におけるソ連の社会的基盤の考察を通して、次のことがわかる。新疆のソ僑がその数多い中国籍の親族や社会関係とともに、実際に新疆におけるソ連の影響の拡大のために広範な社会的基盤を構築し、ソ僑協会という特殊な集団の組織機構が、この基盤をさらに固めるために凝固液を注ぎ、それがこの基盤をソ連が新疆を自分の勢力範囲に入れ、さらにはその影響力を維持して中国政府を牽制できる基本条件にした。中ソ関係に問題が生じた時、ソ連はソ連籍幹部を中核とし帰国したソ僑をルートにして、中国の対ソ闘争の方針に対抗するための条件を作った。帰国したソ僑と新疆の辺境住民の間の連動関係が次々にエスカレートし、民族分裂の情緒という暗流がわき返った時に、中ソ両国の政策も相応に変化した。ソ連の中央アジア地域の各加盟共和国は、ある程度、新疆の民族分裂主義勢力の

ガソリン・スタンドや大本営になった。中国の新疆は中ソ友好の基地や戦略的大後方から、中国がソ連修正主義に対抗する中心へと変わり、イリはさらに反修正主義闘争の前哨陣地となった。両国関係が悪化する過程が、ここから推進されたのである。

注

- (訳注 1) 筆者の李丹慧は中国華東師範大学冷戦国際史研究センター教授であり、当該センターが発行している中国における唯一の冷戦史の専門誌『冷戦国際史研究』の編集主幹でもある。また中国社会科学院当代史研究所研究員という職歴があり、現在北京大学国際関係学院兼任教授も勤めている。世界における現代中ソ関係史、冷戦史、現代中国政治外交史の権威の一人である。中国における初めての中ソ関係史の概説書、『中蘇関係史綱(1917-1991)』(新華出版社、2007年)の執筆者の一人でもある。その他の著作は多いので、ここでは紹介を割愛する。なお、本論文に関連する論考は註釈 1 を参照のこと。
- (訳注 2) 新疆の民族問題が中ソ関係において重要な位置を占めていることは周知のことであるが、しかし史料の制約で本格的な研究はあまりみられなかった。このような状況のなかで、近年脚光を浴びているのは李丹慧の一次史料に基づく、1962 年に新疆の住民が大量にソ連領中央アジアへ逃亡した「イリ・タルバガタイ事件」(本文では、「伊塔事件」と略称)をはじめとする一連の研究である。それらは中国をはじめアメリカなどの学界に大きな刺激を与えるものであるが、しかし日本の学界ではまだあまり知られていない。『冷戦期の中国と周辺国家の関係会議論文集』(2013) に載せられた本論文は、1940 年代から 1960 年代の中ソ関係における新疆民族問題について、従来の研究では非常に弱かった「ソ僑」(ソ連籍をもつ新疆の人) に焦点を当てて、ソ連側の対中国戦略におけるその位置を大量の中国語・ロシア語などの一次史料に基づいて包括的に明らかにしたものである。本論文は中ソ関係史のみならず、中国の民族問題や中央アジアの研究にとっても様々な示唆を与えてくれるものであり、かつ史料の面でも大変参考になる貴重な研究である。この新たな動向を日本の学界に是非紹介したいと思った訳者の日本語訳の申し出に対して、快諾してくれた著者に深謝する。
- (訳注3) 新疆の人名や地名の片仮名表記は、東北学院大学准教授の小沼孝博氏からいろいろとご教示をいただいた。記して感謝の意とする。
- 1) 国務院の関連文献によれば、1954年当時、中国におけるソ僑の総数は14~16万人で、そのうち新疆が8万人、その他の各地が6万人であった(吉林省檔案館:77/4/61/79)。その後の新疆のソ僑の人数については、筆者は確かな統計数字を見つけていないが、関連資料で推計すると、1950年代末には、新疆のソ僑の人数は12万人前後のはずである(伊犁州檔案館:11/1/80/4-16;11/2/21、46、吉林省檔案館:77/4/61/79-80;77/4/1/38-39、1/18-1/248/5)。1954年4月、中国政府の協力のもとで、ソ連は中国にいるソ僑を帰国させ始めた。統計によれば、この年から1958年末までに、新疆は合計99,000名余りのソ僑を帰国させた。ソ僑が相対的に集中し人数が多いイリ州では、1954年から1963年までに全部で97,870人、ソ僑の中国籍の親族86,977人を帰国させ、合計で18万人余りに達した(伊犁州檔案館:11/1/80/7。伊犁哈薩克自治州外事辦公室『伊犁自治州外事志』、1977年)。1962年に「伊塔事件」が起こった後、中国側は中国にいるソ僑を全面的に清算したが、1966年に新疆にはまだソ僑が201人いた(伊犁州檔案館:11/1/131、253、263;11/2/22、33、36)。新疆のソ僑の構成や送還等の問題の考察については、李丹慧「対 1962年新疆伊塔事件起因的歴史考察」『党史研究資料』1999年第4、5期、李丹慧「対新疆蘇聯僑民問題的歴史考察」『歴史研究』2003年第3期、張在虎「中国政府与1954、1955年蘇聯集体遣僑」『党的文献』2008年第1期、参照。
- 2) 例えば、1947年7月に上海のコーカサス・ソ僑協会が復活したこと、1946年7月に天津の俄〔ロシア〕僑公会を接収してソ連公民協会に改めたこと、1946年4月の上海のソ連国民協会、6月の青島のソ僑協会の成立等々。「国民政府軍務局致外交部王部長代電」(1947年7月21日)。「外交部駐平津特派員李沢普致外交部電」(1946年7月18日)。「外交部亜西司致社会部函」(1946年6月17日)。青島

市政府就蘇僑態度囂張請示今後如何処理事致外交部電(1946年6月12日)。中華民国外交部檔案庫, 亜西司:167.7/001, 上海蘇聯僑民協会, 208~209、77~79、43頁。中華民国外交部檔案庫, 亜西 司:167.7/0002, 蘇聯僑民協会, 3頁。

- 3) 以下を参照。「蘇大使彼得羅夫致外交部次長甘乃光照会」(1946年8月31日)。「社会部致外交部函」(1946年12月29日)。「青島市政府就蘇僑態度囂張請示今後如何処理事致外交部電」(1946年6月12日)。中華民国外交部檔案庫, 亜西司:167.7/001, 上海蘇聯僑民協会, 101~103、170~173頁。中華民国外交部檔案庫, 亜西司:167.7/002, 蘇聯僑民協会, 3、4~7頁。
- 4) 前掲『伊犁自治州外事志』。「蒋介石致外交部王世杰函」(1947年4月3日),中華民国外交部檔案庫, 亜西司:167.7/0002,蘇聯僑民協会,197~198頁。
- 5) 前掲『伊犁自治州外事志』。新疆三区革命史編纂委員会編『新疆三区革命大事記』,新疆人民出版社, 1994年、202頁。筆者が1998年8月31日に陳錫華を取材した記録。
- 6) 前掲『伊犁自治州外事志』。「伊寧蘇籍人民協会伊犁区聯合工商合作社規劃」(1951年9月),新疆自治区檔案館:40/2/12。
- 7) 前掲『伊犁自治州外事志』。
- 8) 1956 年 9 月, ソ連共産党中央はカザフスタンの中央委員会に、1957 年 1 月 1 日から、アルマトゥ市でウイグル語とカザフ語によって新疆住民のために出版されている『新生活』誌を停刊させるよう指示した。「新疆の住民のために出版している『新生活』雑誌を停刊することに関する報告」(1956 年 9 月 21 日)、ЦХСД, ф.4, оп.15, д.531, д.23, 参照。
- 9) 伊犁哈薩克自治州公安局史志辦編『1962年新疆伊塔事件史料』, 1988年5月, 37頁。
- 10) 前掲『1962年新疆伊塔事件史料』、42~45頁。前掲『伊犁自治州外事志』。
- 11) 以下を参照。「行政院参事管欧関於新疆現状危機及困難情形的報告」(1946年10月17日),中華民国外交部檔案庫,亜西司:197.1/004,「討論新疆高度自治」,66~67頁。沈志華が1998年8月27日に新疆自治区三区革命史資料組組長の張克迅を取材した記録。前掲『1962年新疆伊塔事件史料』,38頁。「博爾塔拉自治州公安処辺防工作会議総結」(1963年3月28日),「黄金明給新疆自治区人委外辦的調査報告」(1962年10月10日),伊犁州檔案館:11/1/120、114。
- 12) 「ソ連駐華大使館の 1956 年の工作報告」(1957 年 4 月 22 日), ABПPФ, ф.5, on.28, n.103, д.409, n.1-252。
- 13) 「新疆自治区人委辦公庁給区党委、中央外事領導小組、国務院外辦的報告」(1960 年 10 月 12 日),新疆自治区檔案館: 13/43/208。前掲『1962 年新疆伊塔事件史料』, 40~41 頁。
- 14) 「賽福鼎与達巴申談話紀要」(1959年2月3日),「3月5日張書記同沙魯諾夫領事談話摘要」(1959年3月8日), 伊犁州檔案館:11/1/80。
- 15) 「自治区党委呂書記与蘇聯外交部領事局副局長康茹科夫、遠東局奧西波夫和総領事達巴申談話紀要」 (1959年6月29日),「蘇外交部領事局副局長等人与伊犁区委書記等人談話記録」(1959年7月6日), 伊犁州檔案館:11/1/74、80。
- 16)「伊犁州外事分処関於非法領取蘇僑証情況的報告」(1962年),伊犁州檔案館:11/1/114。伊犁州檔案館:11/1/80。前掲『1962年新疆伊塔事件史料』,41頁。
- 17) 以下を参照。前掲『伊犁自治州外事志』。「自治区外辦黄金明関於蘇僑参加 5・29 伊寧暴乱証拠等問題 的報告」(1962 年 10 月 10 日),伊犁州檔案館:11/1/114。
- 18)「中共中央転発新疆自治区党委和外交部的三個重要文件」(1962 年 8 月 22 日至 9 月 4 日),中国外交部檔案館:118-01100-01。
- 19) 前掲『伊犁自治州外事志』。王泰平主編『中華人民共和国外交史』第二巻,世界知識出版社,1998年, 247~248頁。
- 20) 鄧力群「新疆和平解放前後—中蘇関係之一頁」『近代史研究』1989 年第 5 期,145 頁。
- 21) 詳細は, 沈志華「中蘇結盟与蘇聯対新疆政策的変化 (1944-1950)」『近代史研究』1999 年第3期, 曹達諾夫・伊爾『五軍的革命歷程』, 解放軍出版社, 1989 年版, 105頁, を参照。新疆三区革命の問題の考察・研究については, 以下の著作を参照。新疆三区革命史編纂委員会『新疆三区革命史』, 民族出版社, 1996 年。鄧力群, 前掲論文。沈志華, 同上論文。曹国芳「蘇聯与新疆三区革命的興起」『北

京科技大学学報』(社会科学版) 第17卷第3期,2001年。厲声「蘇聯与新疆三区革命」, 関貴海、欒景河主編『中俄関係的歴史与現実』第二輯,社会科学出版社,2009年。呉啓納「新疆:民族認同、国際競争和中国革命(1944-1962)」,台湾大学博士論文,2006年。

- 22) 「葛羅米柯致蘇聯駐新疆領事電:蘇聯公民在新疆政府任職問題」(1949年12月15日以前),沈志華·李丹慧収集和整理『俄国檔案原文復印件滙編:中蘇関係』第7巻,華東師範大学冷戦国際史研究中心存,2004年(未刊行),1572頁。「賽福鼎与達巴申談話紀要」(1959年2月3日),伊犁州檔案館:11/1/80。
- 23) 『斯大林与毛沢東会談記録—中蘇条約問題」(1950年1月22日), АПРФ, ф.45, оп.1, д.329, д.40-49。
- 24) 『内部参考』第282号,1950年12月1日,3~4頁。「新疆自治区人委外事処1960年的工作総結及1961年的工作安排意見」(1961年3月10日)、新疆自治区檔案館:13/43/8。
- 25) 以下を参照。「賽福鼎与達巴申談話紀要」(1959 年 2 月 3 日), 伊犁州檔案館: 11/1/80。「幾人かのソ連公民の国籍を取消すことに関するソ連共産党(ボルシェヴィキ)中央政治局の決議」(1950 年 2 月 26 日), РЦХИДНИ, ф.17, оп.3, д.1080, π.20。「新疆自治区人委外事処 1960 年的工作総結及1961 年的工作安排意見」(1961 年 3 月 10 日), 新疆自治区檔案館: 13/43/8。筆者の1998 年 8 月 31日に陳錫華を取材した記録。ソ連がサイフジンに提供した25~26人のソ連籍の指導幹部のリストに照らせば、まだ10~11人がソ連籍をやめなかったことになる。
- 26)「新疆省政府外事処関於新疆工作三年来的総結及今後意見」(1953 年 8 月), イリ州檔案館:11/1/11。 「関於双重国籍『蘇僑』的問題」(1962 年 5 月 6 日), 中国外交部檔案館:118-01760-03。
- 27) 「新疆省政府外事処関於新疆工作三年来的総結及今後意見」(1953 年 8 月), 伊犁州檔案館:11/1/11。 「賽福鼎与達巴申談話紀要」(1959 年 2 月 3 日), 伊犁州檔案館:11/1/80。筆者の1998 年 8 月 31 日 に陳錫華を取材した記録。伊犁州公安局史志辦編『1962 年新疆伊塔事件史料』, 37 頁。
- 28)「国務院関於1958年遣送蘇僑回国問題的指示」(1958年6月),吉林省檔案館:77/4/61。「外交部、公安部関於1958年遣送蘇僑問題電」(1968年6月12日),吉林省檔案館:77/4/1。
- 29) 「1959 年中蘇関係大事記之二」(1959 年 11 月 20 日), 中国外交部檔案館: 109-01353-05。
- 30) 前掲『1962 年新疆伊塔事件史料』、37 頁。
- 31) 「賽福鼎与達巴申談話紀要 | (1959年2月3日). 伊犁州檔案館: 11/1/80。
- 32) 「黄金明給新疆自治区人委外辦的調査報告」(1962年10月10日), 伊犁州檔案館:11/1/114, 148、150、152頁。
- 33) 以下を参照。「新疆自治区人委外事処 1960 年的工作総結及 1961 年的工作安排意見」(1961 年 3 月 10 日),新疆自治区檔案館:13/43/8。「外交部関於蘇僑和蘇籍幹部的処理問題加急電」(1961 年 3 月 25 日),新疆自治区檔案館:13/44/182,「伊犁区党委政法部 1962 年全州蘇僑数字統計」(1962 年)。「黄金明給新疆自治区人委外辦的調查報告」(1962 年 10 月 10 日),伊犁州檔案館:11/1/114。
- 34) 「黄金明給新疆自治区人委外辦的調査報告」(1962年10月10日), 伊犁州檔案館:11/1/114。
- 35) 以下を参照。前掲『伊犁自治州外事志』。「伊犁軍区司令部情報処 1963 年情報工作総結」(1963 年 12 月 31 日). 伊犁州檔案館:11/1/129。
- 36) 「賽福鼎与達巴申談話紀要」(1959年2月3日), 伊犁州檔案館:11/1/80。
- 37)「新疆自治区人委辦公庁給区党委、中央外事領導小組、国務院外辦的報告」(1960年10月12日),新疆自治区檔案館:13/43/208。「黄金明給新疆自治区人委外辦的調查報告」(1962年10月10日),伊型州檔案館:11/1/114。
- 38)「領事司副司長徐晃関於辺民外逃的情況報告」(1962年4月23日),中国外交部檔案館:118-01100-04-
- 39)「新疆自治区人委外事処 1960 年的工作総結及 1961 年的工作安排意見」(1961 年 3 月 10 日),新疆自治区檔案館:13/43/8。
- 40) 「黄金明給新疆自治区人委外辦的調査報告」(1962年10月10日), 伊犁州檔案館:11/1/114。
- 41)「米高揚関於蘇中合作等問題与毛沢東会談備忘録」(1949 年 2 月 4 日), AΠ PΦ, Φ.39, Oπ.1, Д.39, Л.54·62;T6332, №433, c.66·72。

- 42) 賽福鼎「関於蘇聯在新疆対待我党態度的報告和意見」(1960年8月18日),新疆自治区檔案館: 1/12/59。ただし、呉啓納前掲論文、760頁から引用。
- 43)「領事司副司長徐晃関於辺民外逃的情況報告」(1962年4月23日),中国外交部檔案館:118-01100-04。
- 44)「外交部関於蘇僑和蘇籍幹部的処理問題加急電」(1961年3月25日),新疆自治区檔案館: 13/44/182。
- 45) 賽福鼎「関於蘇聯在新疆対待我党態度的報告和意見」(1960年8月18日),新疆自治区檔案館: 1/12/59。ただし、呉啓納前掲論文、761頁から引用。
- 46) 賽福鼎「関於蘇聯在新疆対待我党態度的報告和意見」(1960年8月18日),新疆自治区檔案館: 1/12/59。但し呉啓納前掲論文,760頁から引用。
- 47)「新疆自治区党委関於塔城、伊犁地区群衆逃蘇続況的報告」(1962 年 4 月 30 日),中国外交部檔案館:118-01100-13。「領事司副司長徐晃関於辺民外逃的情況報告」(1962 年 4 月 23 日),中国外交部檔案館:118-01100-04。
- 48)「新疆自治区党委関於塔城、伊犁地区群衆逃蘇続況的報告」(1962年4月30日),中国外交部檔案館: 118-01100-13。
- 49)「黄金明給新疆自治区人委外辦的調査報告」(1962 年 10 月 10 日). 伊犁州檔案館: 11/1/114。
- 50) 劉丹主編『中国共産党伊犁哈薩克自治州歷史大事志 1949.10-1966.4』(上冊),新疆人民出版社,1996年,184頁。「公安部、外交部関於対蘇方批准退出蘇聯国籍的人的管理意見」(1965年6月5日),伊型州檔案館:11/2/21。
- 51)「伊犁公安局関於非法領取蘇僑証情況的報告」(1962年),伊犁州檔案館:11/1/114。
- 52)「伊犁区委外辦対修正主義顛覆破壞活動動態的調研提綱和調研中応注意的問題」(1963年), 伊犁州檔案館:11/1/118。「伊犁外事分処関於1964年元月以来蘇方動態変化情況的報告」(1964年2月20日), 伊犁州檔案館:11/1/131。中華民国駐聯合国教科文組織常任代表辦事処「報呈蘇俄支持『自由土耳其斯坦運動』情形」(1970年3月19日), 唐屹主編『外交部檔案叢書, 界務類』第三冊「新疆巻」(一), 台北·中華民国外交部編印, 中華民国九十年, 298頁。
- 53)「公安部、外交部関於対蘇方批准退出蘇聯国籍的人的管理意見附件」(1965年6月5日),伊犁州檔案館:11/2/21。
- 54)「公安部、外交部関於対蘇方批准退出蘇聯国籍的人的管理意見」(1965年6月5日),伊犁州檔案館: 11/2/21,46頁。
- 55) 先に使った檔案では「祖龍太也夫」としている。
- 56) 張石秋「関於塔城地区進行社会主義和愛国主義教育進行情況的報告」(1963年3月3日),新疆自治区檔案館:1/15/69。ただし、呉啓納前掲論文、773頁より引用。
- 57) 賽福鼎「関於伊犂自治州直属県当前一般社会情況和反修正主義闘争問題的報告」(1963年3月16日)。 李銓「関於伊犂直属県市一些主要情況的簡報」(1963年10月8日),新疆自治区檔案館:1/15/66。 ただし、呉啓納前掲論文,773頁より引用。
- 58)「伊犁地委社情総合辦関於2月上旬辺民外逃情況簡報」(1963年2月18日),伊犁州檔案館: 11/1/121。「中共伊犁地委総合辦関於塔城県辺民動態簡報」(1963年2月18日),伊犁州檔案館: 11/1/118。「伊塔事件真相」,伊犁州檔案館: 11/1/114。
- 59) 「伊塔事件真相」, 伊犁州檔案館: 11/1/114。元の檔案ではこのとおり。個々の数字には誤りがあり, ウルムチの 1961 年 1~5 月にソ連側から送られた小包は 675 件で. 月平均は 135 件のはずである。
- 60)「伊犁外事分処関於蘇方来信和郵包煽動民族群衆去蘇情況的報告」(1963年4月25日), 伊犁州檔案 館:11/1/121。
- 61)「新疆伊犁外事分処関於蘇方来信和郵寄包裹煽動伊犁民族去蘇的情況報告」(1963年4月25日),中 国外交部檔案館:118-01108-06。
- 62)「伊犁外事分処関於蘇方来信和郵包煽動民族群衆去蘇情況的報告」(1963年4月25日),伊犁州檔案 館:11/1/121。
- 63)「新疆自治区公安庁関於辺境地区管理工作的基本総結及今後工作意見(草稿)」(1966年),伊犁州檔

案館:11/2/22。「新疆伊犁外事分処関於蘇方来信和郵寄包裹煽動伊犁民族去蘇的情況報告」(1963年4月25日),中国外交部檔案館:118-01108-06。

- 64) 前掲『1962 年新疆伊塔事件史料』, 46 頁。「伊塔事件真相」, 伊犁州檔案館:11/1/114。「タシュケントでウイグル語のラジオ放送を始めることに関する決議」(1963 年 10 月 25 日), ЦХСД, ф.4, on.17, д.549, л.27。「中国へのウイグル語放送を停止することに関するソ連共産党中央の決議」(1959 年 1 月 8 日), ЦХСД,ф.4, on.15, д.616, л.17。
- 65)「伊犁外事分処関於修正主義分子活動動態和伊犁地区社会動態報告」(1963 年 3 月),伊犁州檔案館: 11/1/118。「伊犁外事分処 1964 年工作総結報告」(1964 年 12 月 24 日),伊犁州檔案館:11/1/131。「伊型外事分処関於蘇宣揚三区革命精神、攻撃三面紅旗的社情簡報」(1963 年 11 月 29 日),伊犁州檔案館:11/1/119。「中共伊犁地委社情綜合辦関於 2 月上旬辺民外逃情況簡報」(1963 年 2 月 18 日),伊犁州檔案館:11/1/121。「伊寧市公安局関於民族宗教上層人物的情況報告」(1963 年 10 月 17 日),伊型州檔案館:11/1/124。
- 66)「中共塔城地委辺防委員会関於対付蘇修企図放回部分 1962 年逃蘇人員的処理方案」(1964 年 6 月 30 日),伊犁州檔案館:11/1/129。「中共伊犁区委外辦関於辺界辺防情況的報告」(1963 年 10 月 12 日),伊犁州檔案館:11/1/131。「中共塔城地委辺防委員会関於対付修正主義企図放回部分 1962 年逃蘇人員的処理方案」(1964 年 6 月 27 日),伊犁州檔案館:11/1/129。
- 67)「中共塔城地委関於従 6-8 月修正主義的活動看其基本動向的報告」(1963 年 8 月 20 日),伊犁州檔案館:11/1/121。「博爾塔拉自治州公安処辺防工作会議総結」(1963 年 3 月 28 日),伊犁州檔案館:11/1/120。
- 68)「中共塔城地委辺防委員会関於対付蘇修企図放回部分 1962 年逃蘇人員的処理方案」(1964 年 6 月 30 日). 伊犁州檔案館:11/1/129。
- 69) 「伊犁外事分処 1964 年工作総結報告」(1964 年 12 月 24 日), 伊犁州檔案館: 1/11/131。
- 70)「新疆外事処関於蘇聯煽動中国公民逃蘇的証拠材料的報告」(1963年2月21日),中国外交部檔案館: 118.01108.01
- 71)「中共塔城地委辺防委員会関於対付修正主義者企図放回部分 1962 年逃蘇人員的処理方案」(1964 年 6 月 30 日). 伊犁州檔案館:11/1/129。
- 72) 「新疆自治区外辦関於 1965 年外事工作総結及 1966 年工作要点」(1966 年), 伊犁州檔案館: 11/2/22。 中国側が 700 名の独身の男性を受け入れることに同意し, またソ連側に名簿を提供するよう要求した 件の最終結果がどうなったかについては, 史料が未見である。
- 73)「新疆自治区公安庁関於辺境地区管理工作的基本総結及今後工作意見(草稿)」(1966年), 伊犁州檔案館:11/2/22。
- 74)「伊犁外事分処 1964 年工作総結報告」(1964 年 12 月 24 日),伊犁州檔案館:11/1/131。「新疆自治区外辦関於 1965 年外事工作総結及 1966 年工作要点(草稿)」(1966 年),伊犁州檔案館:11/2/20。

State within a state:

examining the Soviet Union's social foundation in Xinjiang (1945-1965)

Author: Danhui LI

Translator: Toyoko YOSHIDA

Abstract

The numerous and intricate social networks of the Soviet Nationals in Xinijang, China, established a broad and solid social foundation, which maintained and even enlarged the Soviet Union's influence in Xinjiang. Especially in the mid-1940s, this special group of people in Xinjiang, in reality, lived in a "state within a state," which lasted until after the establishment of the PRC. On the one hand, the Soviet Nationals Association further strengthened the cohesion of overseas Russians and therefore, reinforced Soviet Union's social foundation in Xinjiang. On the other hand, they returned the Soviet Nationals starting from the mid-1950s which created a channel between them and their relatives and social networks that remained in Xinjiang. When the tension in the Sino-Soviet relationship started to grow, the Soviet Union attempted to use the Soviet Nationals officers in Xinjiang as a backbone and returned overseas Russians as channels to fight against China's anti-revisionist movement as the Soviet Union was the movement's target. After the rupture of Sino-Soviet relations, with the development of dynamic relations between returned overseas Russians and the Xinjiang people who lived on the frontiers, the ethnic separationist sentiments sprang up as undercurrent, and the Soviet Union's constituent republics in central Asia, to some extent, became the base camp for ethnic separationists in Xinjiang. As a result, Xinjiang was turned from the base of Sino-Soviet friendship into the China's center against Soviet's revisionism and Yili area in Xinjiang became the frontline of the anti-revisionism struggles.

Keywords: the Soviet Union's influence, Soviet Nationals in Xinjiang, Soviet Nationals officers, returned overseas Russians, Disrupt the Chinese nation